



○イラストのキジムンが元気に呼びかけます。



キジムン

みなさん今日は
衆院選投票日
です!!!

画面が上に移動

○画面が空へ浮いていくようなイメージ。その中で沢山の人の声が聞こえてきます。



(若い女性の声)

今日投票日じゃん!

(男性の声)

大好きな沖縄のため

(主婦の声)

我が子のために!!!

(女性の声)

未来のために。

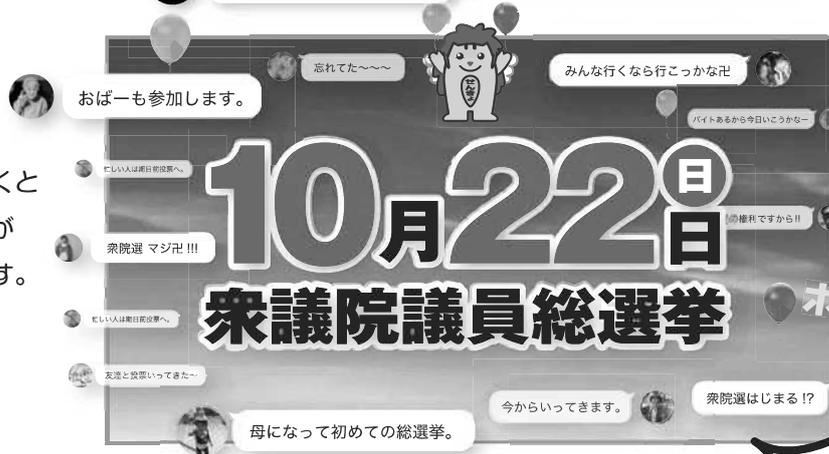
(おばあちゃんの声)

おば~も参加します。

(男性の声)

みんなで拡散しよう!

○上の方いくと大きく日付が表示されます。



NA

今日は!!

○コピーと検索バーが表示されます。



(大勢)

GO!! 私たちの
衆院選!!

各種投票制度について

期日前投票制度

期 日
 公示日の翌日(10月11日)から
 投票日の前日(10月21日)まで

【土曜・日曜も投票できます。】

※一部の市町村では、投票時間に変更がありますので注意してください。
 ※最高裁判所裁判官国民審査の期日前投票の期間も衆議院議員総選挙と同じです。

時 間
 午前8時30分から
 午後8時まで

場 所
 各市町村の
 期日前投票所

選挙当日、仕事やレジャー、冠婚葬祭等の用務で、投票所に行けない方は、前もって投票することができます。
 (投票所入場券を持参してください。)



投票所入場券は
 忘れずに!

万一、入場券を紛失した場合でも、投票所の係員に運転免許証等により本人であることを確認してもらえば、投票することができます。

不在者投票

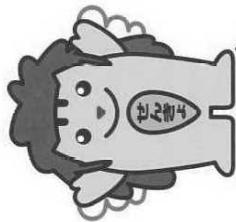
名簿登録地以外の市町村に滞在していたり、病院などに入院している方は、名簿登録地以外(滞在地の選挙管理委員会、指定病院、施設等)で投票することができます。この場合、名簿登録地の市町村に対し、投票用紙の請求等の手続きが必要となりますので、早めに手続きをしてください。

代理投票

身障など字の書けない人は、係員に申し出て代理投票をすることができます。

郵便等投票

身体障害者手帳が障害者手帳をお持ちの方で、法令で定める重度の障害のある方または介護保険の被保険者で、要介護5の認定を受けている方は、郵便等により自宅ですべての投票ができます。なお、この投票をするには、郵便等投票証明書が必要です。また、投票用紙等の請求期限は、投票日の4日前までです。早めに手続きをしてください。



沖縄選挙キャラクター
 キジムン (キジムナーめいすいくん)

選挙に関する情報は

沖縄県選挙管理委員会 検索



〔お問い合わせ先〕

沖縄県選挙管理委員会
 または 市町村選挙管理委員会

沖縄選挙キャラクター キジムン (キジムナーめいすいくん)
 #18歳、初投票して選挙
 誕生日きたからいけるの
 #18歳、初投票して選挙
 母になって初めエの
 愛する島へ一票を!

当日むり T.T
 とりま期日前いってくる～

衆議院選はじまる!?

マヤ 10月22日か!

(っ)ハ = #GO投票

投票期ってなに???

投票期ってきたなあ。

せんきよ

第48回 衆議院議員総選挙

第48回

衆議院議員総選挙

第24回 最高裁判所裁判官国民審査

投票は
 18歳から!
投票日 10月22日

投票時間 午前7時～午後8時
[期日前投票期間] 10/11(水)～21(土)

※ただし、竹富町は10月21日(土)
 ※一部の投票所では投票時間に変更がありますので、ご注意ください。

お問い合わせ先 / 沖縄県選挙管理委員会 または 市町村選挙管理委員会

みんな

知っておきたい、3選の「3つのこと」



1 選挙運動のこと

選挙運動は、選挙運動期間内（立候補の届出の日から、投票日の前日まで）に限り、満18歳以上の者であれば、誰でも行うことができます。ただし、選挙運動については、公職選挙法等においてさまざまな制限に関する規定が定められていますので、ルールを守って選挙運動を行うよう心がけてください。

きれいな選挙はみんなの願い！
ルールを守ってきれいな選挙！

このような行為は禁止されています
違法なポスター、横断幕、のぼり等
買収・忖度接待、戸別訪問、気勢を張る行為等々

2 インターネット選挙運動のこと

SNSやブログなどの様々なインターネットツールを利用した選挙運動ができます

自分で選挙運動メッセージを
掲示板・ブログなどに書き込む

選挙運動メッセージを SNS など
で広める（リツイート、シェアなど）

選挙運動のの様子を動画サイトに
投稿する

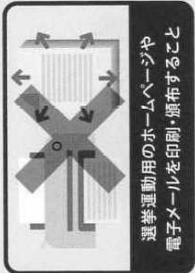
インターネット選挙運動でやってはいけないこと



有権者が、電子メールを
利用して選挙運動をすること



18歳未満の方が
選挙運動をすること



選挙運動用のホームページや
電子メールを印刷・頒布すること



選挙運動期間外に
選挙運動をすること



候補者に関する
嘘の情報を公開すること



氏名等を偽って
ネットを利用すること



悪質な誹謗・中傷をすること



候補者等のウェブサイトを
改ざんすること

3 進学や就職で引越したら？引越先でやっておくこと

選挙で投票するためには、選挙権を有してただでなく、選挙人名簿に登録されていることが必要です。選挙人名簿への登録は住民票がある自治体で行われます。そのため、進学や就職で、実家を離れる場合には、引越先の自治体への住民票の届出が必要となります。

※市町村内で住所を移動してから、3ヶ月に達しない方は、移動前の市町村の選挙人名簿に登録されていることを確認して、移動前の市町村で投票することになります。

初めて選挙へ行く方へ

投票は18歳から

平成11年10月23日以前に生まれた方が対象となります。



投票所入場券が
届いたら
投票日に投票所に
行くだけ！

④投票記載所
決められた記載方法に
したがって候補者名などを記入
します。

⑤投票箱
投票します。

②名簿対照係
選挙人名簿に載っている
本人がどうかの確認を強めます。

①受付
入場券を出して受付をします。



子どもを同伴して
投票所に入れます！

幼児、児童、生徒その他の18歳未満の方を同伴して、投票所に入ることができます。家族みんなで行きましょ。

委員長談話

本日は、第48回衆議院議員総選挙の投票日です。

今回の選挙は、選挙権年齢が満18歳以上に引き下げられてから初めてとなる衆議院議員総選挙です。

選挙は、私たち有権者が、一票を通して政治に参加し、その意思を直接反映させることのできる、最も重要な機会です。

近時は、インターネット等による選挙運動の解禁、選挙権年齢の引下げなど、私たちが政治について考え、選挙権を行使できる環境がより広がってきております。

有権者の皆様におかれましては、候補者や政党などの政見、政策等を十分見極められ、主権者としての自覚と誇りをもって、積極的に投票されますようお願いいたします。

また、同時に最高裁判所裁判官国民審査も行われます。前回の衆議院議員総選挙以降任命された7名について、審査公報等により人物識見を見極められ、最高裁判所裁判官としての適否を示されますよう、あわせてお願いいたします。

平成29年10月22日

沖縄県選挙管理委員会
委員長 当山 尚幸